

(逆引き労災認定基準)

過労死、うつ病等精神障害と企業の対応

～過労死、精神障害を起こさない労務管理と労災請求等への実務対応～

主催 (一社) 三田労働基準協会 (幹事)・渋谷労働基準協会

(一社) 品川労働基準協会・(一社) 大田労働基準協会

労働災害は、平成 22 年以降連続して増加しています。特に精神障害の労災認定件数は 24 年度 475 件 (前年度比 150 件増) と過去最多となっています。過労死、うつ病等の精神障害を発生させないためにはどうに労務管理をしていけばよいか、認定基準を逆引きして対応策を解説します。人事労務厚生担当者の受講をお勧めします。

記

1 日時 平成 25 年 11 月 15 日 (金) 13:30～16:30 (開場・受付は 13:00～)

2 会場 産業安全会館 8 階 大会議室 港区芝 5-35-1 (裏面案内図参照)

3 講師 北岡 大介 氏 (社会保険労務士・元労働基準監督官)

- 4 内容
- (1) 脳心臓疾患・精神障害の労災認定の概要
 - ・労災認定基準の概要
 - ・長時間労働と労災認定との関係
 - ・配転、パワハラなどその他加重要因について
 - (2) 過重労働防止のための対応
 - ・ダラダラ残業と過重労働との関係
 - ・ダラダラ残業の防止対策について
 - ・慢性的長時間労働への対応
 - (3) 配転等の人事権行使時における留意点
 - ・配転命令等の適法性と過重性評価
 - ・配転前後における労働時間・トラブル防止対策
 - (4) パワハラ・セクハラ防止対策
 - ・パワハラ・セクハラの定義と過重性評価
 - ・パワハラ・セクハラ防止対策とは
 - (5) 労災申請がなされた場合の企業の対応
 - ・監督署の調査、民事損害賠償請求等への対応
 - (6) まとめ

5 受講料 (消費税・テキスト代含む) 会員 4,000円 それ以外の方 5,000円

使用テキスト:「精神障害の労災認定と企業の実務対応」(北岡大介著 日本リーダーズ協会刊)

6 定員 100名

7 申込方法等

- ① 受講申込: 裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax(03-3451-7692) して下さい。
- ② 申込受付と受講料の振込: 受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後 2 週間以内 (到着から 11 月 8 日まで 2 週間ない場合は 11 月 8 日 (金) まで) に次の銀行口座にお振込み下さい (振込手数料はご負担願います)。

・銀行名	三菱東京UFJ銀行田町支店	・口座番号	普通預金 0397963
・口座名義	一般社団法人 三田労働基準協会	・名義人住所	東京都港区芝 4-4-5
なお、振込人名の前に講習会月日を記入ください (例 1115 マルマルカイシャ等)			

- ② 受講の取消: 11 月 8 日 (金) までの取消しは受講料を全額返還いたします (振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。

④ 受講者は、Fax された受講票を当日持参し受付にご提出ください。

8 問合先 (一社) 三田労働基準協会 港区芝 4-4-5 URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

電話: 03-3451-0901 FAX: 03-3451-7692

*この講習は城南労働基準協会協議会(三田・品川・大田・渋谷労働基準協会)の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。

なお、11 月 1 日に関連テーマ講習会「労災保険実務上の疑問点に答える」を開催いたします。